

6. フランス

(1) 教育制度

フランスの学校制度は、段階別に見ると、就学前教育は2歳から5歳までの保育学校(幼稚園)、初等教育は小学校(5年制)、中等教育は前期が中学校(コレージュ, 4年制)、後期が高校(リセ, 3年制)、高等教育は大学、グランゼコールなどから構成される。次に、系統別に見ると、前期中等教育までは単線型であるが、後期中等教育の高校では、普通教育と職業教育に分かれ、これとは別に見習い技能者養成センターのルートもある。高校の普通教育は第2学年から文学系、社会科学系、科学系の各コースに分かれる。また、高等教育では、大学のほかに、エリートコースとして知られるグランゼコールがあり、二元化されている。

このうち、義務教育は、6歳以上16歳未満の10年間である。この年齢を各学校の標準修業年限と重ねると、小学校から中学校を経て高校の第1学年までが義務教育期間に相当する。ただし、フランスの場合、落第・飛び級があるため、実際の年齢と学年は必ずしも対応していない。また、保育学校から大学まで公教育は無償である。

フランスは資格社会であり、学校段階と資格水準が対応するなど、学校と資格は制度的に密接に結びついている。中学校卒業時の修了資格(DNB)が最初の公的資格であり、有名なバカロレアは高校の修了証書兼大学入学資格である。また職業教育系統でも、職業教育免状(BEP)などの職業資格の取得により卒業する仕組みになっている。

フランスは、わが国と同様に、伝統的に中央集権的な行政制度をとってきた。教育行政も例外ではない。地方自治体は、地域圏(26)、県(101)、市町村(約36,800)の3つの段階があるが、各段階に国の出先機関として、大学区総長、大学区視学官、国民教育視学官が置かれる。高校については地域圏が設置・維持に当たり、大学区総長が監督の権限を有する。同様に、中学校については、県が設置し、大学区視学官が監督に当たり、小学校については、市町村が設置し、国民教育視学官が監督に当たる構造になっている。

国民教育省は、わが国と同様に、全国的な教育課程の基準として、学習指導要領(programme)を定めている。学習指導要領では、学習期(教育課程のまとまり)ごとに、教科別の到達目標を設定している。

教育財政についても国主体の構造は同様である。国は公立学校にかかわる経費のうち、国家公務員である教職員の給与全額を負担し、教科書そのほかの教材費についても多くを補助している。一方、地方自治体は学校の建築費、改築費、設備費という物的要素を中心に負担している。

(2) 義務教育段階の教科書

1) 教科書の法的位置づけ

日仏の教育行政制度はともに中央集権的であるが、教科書制度については対照的である。わが国の場合、周知の通り、教科書に関する法規定が少なくないのに対し、フランスの教科書制度は次の3つの自由、すなわち、出版社の教科書発行の自由、学校の教科書選

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

択の自由，教員の教科書使用の自由を特徴とする。

教科書の編集は公権力から独立した私的なものとしてとらえられている。したがって，検定制はなく，出版社は自由に発行することができる。わが国の場合，検定制により，何が教科書であり何が教科書でないかははっきりと分けられるが，フランスの場合は必ずしもそうではない。一般には，出版社の自由は学習指導要領の枠内での自由であると解されるが，教科書が学習指導要領に則っていることを公的機関が保障する仕組みはない。

近年の改革では，2005年の学校基本計画法の成立により，義務教育段階において，すべての児童生徒に共通に保障すべき内容が「知識技能の共通基礎」として定められた。具体的には，①フランス語の習得 ②1つの現代外国語の実用 ③数学の基本的要素の習得及び科学的・技術的教養 ④情報・通信に関する日常的な技術の習得 ⑤人文的教養 ⑥社会的公民的技能 ⑦自律性及び自発性の7つの柱から構成される。小学校については，2008年9月の新学期からこの「共通基礎」に対応した新しい学習指導要領が施行されている。

2) 教科書の使われ方

フランスの教科書制度の最も大きな特徴の一つが，教員の教科書使用の自由である。わが国の教科書使用義務とは対照的である。学習指導要領に定める内容は教えられなければならない。しかし，そのための教材の選択は教員の自由である。したがって，教科書を使用しても使用しなくてもよいということになる。この自由について象徴的なことは，学習指導要領に定める教科書であっても，教科書がない場合があることである。たとえば，音楽，美術，体育には義務教育諸学校であっても，教科書がない。

フランス国民教育省中央視学局は，全国調査に基づく報告書『教科書』(Inspection générale de l'éducation nationale, *Le manuel scolaire, La documentation française*, 1998)をまとめている。同調査は，小学校1000校以上，中学校と高校それぞれ500校以上を対象に実施されたものである。10年前の調査になるが，現在も同様と考えられる。それによると，小学校の教科書使用の実態は次の通り多様である。

「教科書は4分の3の授業で机の上に置かれている。しかし，絶えず用いられているのは4分の1の授業のみである。教科書等のコピーが3分の2の授業で児童に配布され，教科書と最も頻繁に組み合わせられている。しかし，5分の1を超える授業では教科書はなく，コピーが唯一の使用教材であった。」

一方，中学校の数学の授業での使用の実態は次の通りである。

「中学校のすべての生徒が数学の教科書を持っているとしても，それを利用するものは少ない。授業を通して教科書を使用する教員は非常に少なく(12.5%)，3分の1の授業では副次的に用いられている。数学の教科書は，現実には，教員が活用する練習問題集である。授業において知識の説明を参照したのは観察した授業の13%に過ぎない。生徒は家庭で教科書を利用するよう指導されているが(64%の場合)，通常は練習問題を指示し，知識の学習を勧めるのは非常にまれである(16%)。」

一方，中学校の生命・地球科学の授業での使用の実態は次の通りである。

「中学校において教科書の役割がもっとも弱いのは間違いなくこの教科である。中学校第1学年では30%，第2学年では20%しか机の上に置かれておらず，その利用は常に副次的である。実際の教材は教員が作成する。教科書等のコピーは第1及び第2学年の85%の

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

授業で用いられている（練習問題，補助教材等）。OHP は，視聴覚機器と同様に，通常用いられており，さらに，実物や観察・分析の学習教材もこの教科の教育の通例の一つである。教科書が用いられる場合，それは，まず，それが提示する資料，練習問題のためである。」なお，わが国と同様の教師用指導書も教科書ごとに発行されている。

3) 採択

教員には教育方法の自由が保障されている。その具体的な形が，教科書の選択の自由である。教科書は学校ごとに教員により，正確には教員集団により選択される。このため，わが国のような教育委員会の教科書採択権はない。むしろ教科書選択について教育行政が関与することは原則としてない。

中等教育機関における教科書選択に関する現行法令は 1939 年 7 月 24 日付省令である。小学校に関しては関係法令は明らかではないが，各学習期の教員集団による選択が一般的である。

4) 有償／無償，給与／貸与

教科書の無償制についてもわが国のように制度的に明確であるとは言い難い。教科書も含まれる学用品，教材等の予算については学校の設置・管理運営主体である地方自治体から支出される。まず，小学校の場合，実態としては，設置主体である市町村が教科書の購入費を支出している。ただし，市町村に教科書を購入する義務を課す法令はない。次に，中学校については，教科書の無償制が確立している。1975 年のアビ法の適用による 1977 年政令により，「中学校及び特殊教育学校における教科書の供給」は国の責任である「教育費」の中に位置づけられた。現行法規（教育法典第 D.211-15 条）の規定に基づき，設置者である県に交付される特定国庫補助金を主たる財源として，各校が教科書を購入する。

また，教科書は，わが国のような給付制ではなく，貸与制である。したがって，教科書は学校のものであり，使い終わった教科書が児童生徒の家庭に残ることもない。

（3）義務教育以後の教科書

高校の教科書制度については基本的に義務教育諸学校と同じであるため，次の 2 点についてのみ記述する。

1) 教科書の使われ方

先に引いた中央視学局報告書によると，高校での教科書使用の実態は次の通りである。

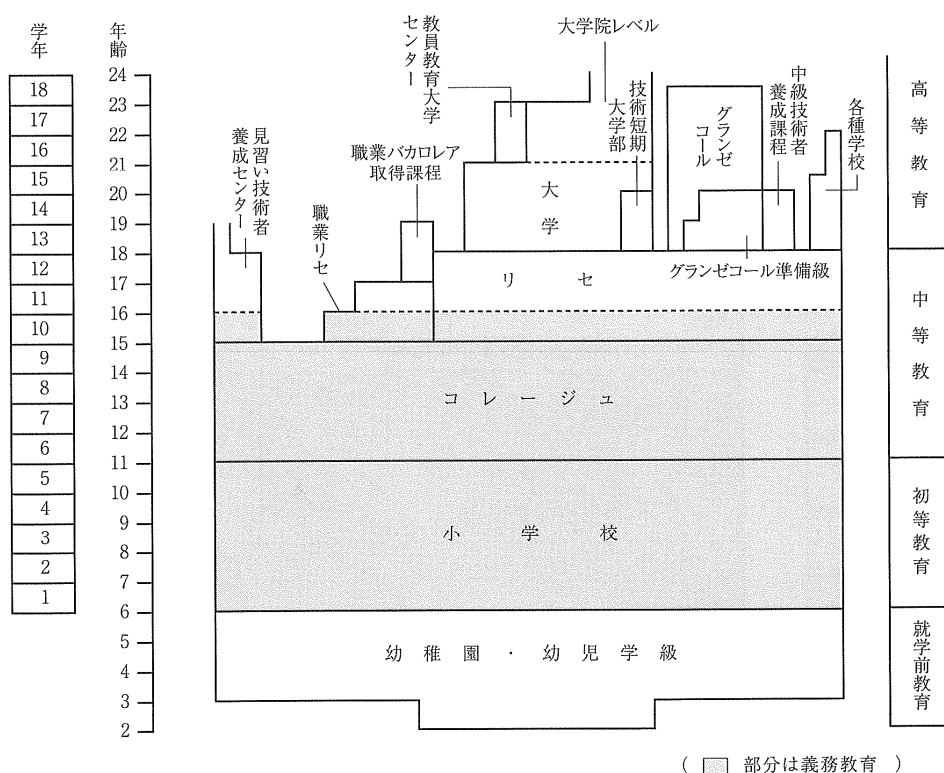
「ほとんどの生徒が教科書を持っているとしても，その使用は中学校よりも非常に断続的である。数学では，教科書の「知識」の部分は観察した授業の 10% でしか使用されていない。同様に，練習問題以外で，家庭において教科書から学習することもほとんど勧められていない。しばしば教員は，カード，活動，問題を提示するために他の教科書を利用する。数学では，教科書は生徒にとって参考資料としてみなされていない。物理と化学においても，授業の進行では教科書は用いられず，主に授業及び家庭での練習問題集として用いられている。知識の学習におけるその役割は弱いように見える。生命・地球科学においても同様に，教科書は，基本的にそれが提示する資料集として活用されている。」

II. 教科書制度と教育事情

2) 有償／無償，給与／貸与

高校については，有償制がとられてきたが，1998年から一部の地域圏から独自の財源による無償化措置が採られ始め，現在では1つの地域圏を除くほぼ全地域圏で無償となっている。有償の場合，教科書は生徒個人の持ち物となる。小学校と高校では無償化の全国的な基準はなく，設置主体（小学校であれば市町村，高校であれば地域圏）の予算から支出されるため，その額や支出方式は多様であり，地域間格差が見られる。

フランスの学校系統図



就学前教育——就学前教育は，幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で，2～5歳の幼児を対象として行われる。

義務教育——義務教育は6～16歳の10年である。

初等教育——初等教育は，小学校で5年間行われる。

中等教育——前期中等教育は，コレージュ(4年制)で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて，生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる(いわゆる高校入試はない)。後期中等教育は，リセ(3年制)及び職業リセ(2年制)。職業バカロレア取得を目指す場合は2年修了後さらに2年の計4年)等で行われる。

高等教育——高等教育は，国立大学(学士課程3年，2年制の技術短期大学部等を付置している)，私立大学(学位授与権がない。年限も多様)，3～5年制の各種のグランゼコール(高等専門大学校)，リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程(いずれも標準2年)等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには，原則として「バカロレア」(中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格)取得試験に合格し，同資格を取得しなければならない。グランゼコールへの入学に当たっては，バカロレアを取得後，通常，グランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない(バカロレア取得後に，準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある)。なお，教員養成機関として，主として大学3年修了後に進む教員教育大学センター(2年制)がある。

(出典：文部科学省『諸外国の教育の動き 2007年度版』(明石書店，2008.8))

(藤井穂高)